

就学援助制度のご案内



経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費などを援助します。

援助対象

次のいずれかに該当する方

- ◇市民税が非課税または減免されている方
- ◇児童扶養手当が支給されている方
- ◇生活福祉資金の貸付を受けている方

◇国民年金保険料、国民健康保険料が減免されている方

◇そのほか経済的に困り、教育委員会が援助を必要と認めた方

※所得基準目安

- 3人世帯 約280万円
- 4人世帯 約330万円
- 5人世帯 約360万円

申請受付

在籍する各小中学校または学校教育課へ

問い合わせ

学校教育課 ☎84・0688

ヘルメットの購入費用を補助します



自転車乗車中の交通事故における被害軽減のため、ヘルメットの購入費用を一部補助しています。

主な条件

◇市内に住所を有し住民登録されていること

◇令和5年4月1日～令和6年2月29日の期間に自転車乗車用のヘルメットを新たに購入していること

補助対象者（ヘルメット着用者）

◇児童生徒等（平成17年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた方）

◇高齢者（昭和34年4月1日以前に生まれた方）

補助額

ヘルメット購入費用の2分の1の額（上限2,000円）

申込期限

令和6年2月29日（木）まで

申請方法

防災安全課に必要書類を提出してください。市ホームページから電子申請も可能です。

必要書類

- ①本人確認書類
- ②ヘルメットの安全認証が確認できるもの

③申請者名義の振込先口座が分かるもの

④領収書等の写し

⑤補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ

防災安全課 ☎84・0626

年金生活者支援給付金の請求について



年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。

対象者（次の要件を満たしている方）

- ◇老齢基礎年金を受給している方
- ・65歳以上
- ・世帯全員の市町村民税が非課税
- ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下

◇障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

・前年の所得額が4,721,000円以下

※扶養親族の人数によって変わります。

請求手続き

◇令和5年4月1日以前から年金を受給している方

新たに対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月頃から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書を記入し、返送してください。

◇令和5年4月2日以降に年金を請求する方

年金の請求と併せて手続きをしてください。

問い合わせ

給付金専用ダイヤル
☎0570・054092
（ナビダイヤル）

母子・父子家庭医療費受給者証申請のご案内



現在、所得制限により受給資格がない方も、令和4年中の所得状況により令和5年11月から受給できる場合があります。詳しくは、国保年金課までお問い合わせください。

問い合わせ

国保年金課 ☎84・0652